

★.....★

いばらき消費生活 メールマガジン

★.....★

2023年5月30日 197号

■□■□■□■□■□■□■□■□■

1. 脱毛エステのトラブルは男性も増加！契約は慎重に！
(国民生活センターからの注意喚起)

2. 茨城県消費生活相談員養成講座の受講生募集中！！

■□■□■□■□■□■□■□■□■

1. 脱毛エステのトラブルは男性も増加！契約は慎重に！
国民生活センターからの注意喚起です。

初夏を迎え薄着になるこの季節、ムダ毛が気になる方も多いと思います。インターネットやテレビコマーシャルでも脱毛エステなどの広告が溢れていますが、安易に契約をすと思わぬトラブルに遭う場合があります。近年では男性のムダ毛やひげ脱毛等の需要も増加しており、性別・年齢を問わずエステのトラブルについての相談が寄せられています。

【相談事例】

動画サイトのひげ脱毛が月額 1,000 円、全身脱毛が 3,000 円とうたっている広告を見て、すねとひげの脱毛をしたいと思い、一週間前に脱毛エステの体験に出向いて施術を受けた。体験後に担当者からひげと脱毛をしたい部分を自由に選べる約 50 万円のコースを勧められた。思った以上に高額だったので、広告に掲載されていたコースを契約したいと伝えたが「納得のいく脱毛をしたいのであれば、これぐらいはかかる。みんなもっと広い範囲を受けている。」などと勧められ、断り切れず契約した。クレジット払いは 36 回で分割手数料が付き、総額 60 万円だった。18 歳の大学生のため、アルバイトでは支払っていくのが難しい。

【解説】

長期間にわたる契約の多くは、初回はお試しの体験施術を格安で受けたあとに高額な長期の契約を勧められ、ローンなどを組まされるケースが多いと思われます。エステティックサービスは利用期間が 1 ヶ月を超え、総額 5 万円を超える契約であれば特定商取引法の「特定継続的役務」に該当します。その場合、特定商取引法に定める契約書面を受け取った日から数えて 8 日以内であれば書面またはメール等でクーリング・オフ（無条件での契約解除）をすることができます。トラブルに遭ってしまった場合、まず契約した日にちを確認しましょう。

相談事例の場合、相談者が契約をしたのは一週間（7 日）前なのでクーリング・オフをすることができました。また、クーリング・オフ期間を過ぎても中途解約をして返金を求めることができる場合もあります。

【アドバイス】

◆「お試しは 1,000 円だけ！」「お得なキャンペーンは今だけ」などの低価格をうたった広告や契約を急がせる広告は要注意です。お試し施術後にしつこく勧誘されたり、想定外の高額なコースを勧誘されたりするケースが目立ちます。「割引は今日だけ」などとせかされるケース

も目立ちます。強引な勧誘を受けても、金額やコース内容に不安がある場合や、契約した後に脱毛機械が肌に合わない、定期的に通えないなど、解約せざるを得ない状況になることも考えられます。長期間の契約が心配な時は、都度払いができる店舗やコースを選択しましょう。

エステ店によってはコースが多数存在し、脱毛以外のコースと組み合わせるなど複雑な契約内容を勧められる場合があります。カウンセリング等を受けたときは、施術内容と契約条件について、契約書面等を見ながら理解できるまで説明を受けましょう。

「今日だけ割引」などと急がされてもその場で契約せず、自分が希望する内容なのかよく考えましょう。自分が希望しない内容を勧められたら、きっぱりと断りましょう。

◆2022年4月1日から、18歳から親権者の同意がなくても1人でも契約することができるようになりました。解約する場合にも、親ではなく契約当事者である本人から解約を申し出るようになります。契約のトラブルで困ったら、一人で悩まずに早めに最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

<参考資料>

○国民生活センター【若者向け注意喚起シリーズ<No.12>】

男性も増加！脱毛エステのトラブル

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220721_1.html

○国民生活センター 発表情報

狙われる！？18歳・19歳「金（かね）」と「美（び）」の消費者トラブルに気をつけて！

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210408_1.html

.....
「困ったな」「おかしいな？」と思ったら、すぐに消費生活センターなどに相談しましょう。商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど専門の相談員が受け付け、公正な立場で処理に当たります。

◇ご相談はこちらへ

消費者ホットライン：188（全国共通・局番なし3桁）番で、お近くの消費生活相談窓口、又は国民生活センターへつながります。

日曜日もご相談できます。（年末年始除く）

2. 令和5年度茨城県消費生活相談員養成講座の受講生募集案内について

茨城県では、消費者安全法に規定する消費生活相談員の資格を取得し、県又は市町村の消費生活相談業務に従事することを目指す方を対象に受験対策のための講座を開催します。

受講料 無料

申込期間 6月2日（金）まで（必着）

※締切迫る！！詳しくは下記HPをご覧ください。

○令和5年度茨城県消費生活相談員養成講座の受講生募集案内について

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/navi/project/consultant/r5participant.html>

なお、この講座は消費生活相談員の資格取得を保証するものではありません。
また、資格取得には、受講生の自己負担で各自お申し込みのうえ受験してください。

○消費生活相談員資格試験について（国民生活センター）
消費生活相談員資格試験・消費生活専門相談員資格認定制度
<https://www.kokusen.go.jp/shikaku/shikaku.html>

.....
※当メールマガジンの配信を停止したい場合は、ホームページ「いばらき消費生活なび」より
配信停止の手続きを行ってください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/navi/project/mail-magazine.html>

このメールに心当たりのない場合やご不明な点がある場合は、お手数ですが
[mail:syose@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:syose@pref.ibaraki.lg.jp) までご連絡ください。

■□■□■□■□■□■□■□■□■

【お問合せ先】

発行・編集 茨城県消費生活センター
〒310-0802 茨城県水戸市柵町1丁目3番1号
TEL : 029-224-4722
FAX : 029-226-9156

■□■□■□■□■□■□■□■□■